

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【公開番号】特開2017-189955(P2017-189955A)

【公開日】平成29年10月19日(2017.10.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-040

【出願番号】特願2016-81824(P2016-81824)

【国際特許分類】

B 41 J 2/165 (2006.01)

【F I】

B 41 J 2/165 101

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月5日(2019.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

キヤップと、

前記キヤップを、印刷ヘッドのインクノズル面を被うキヤップ位置と、前記インクノズル面から離間する離間位置との間で移動する移動機構と、を有し、

前記移動機構は、

駆動歯車と、

前記駆動歯車と噛み合い可能であって、カム溝を有するカム間欠歯車と、

前記カム溝を移動可能なカムフォロワーピン、及び、前記カムフォロワーピンを前記カム溝の底面に向かう方向に付勢する付勢部材を有するキヤップ保持部材と、を備え、

前記カム溝の前記底面は、端部分に向かうほど深くなる傾斜面を有しており、

前記カムフォロワーピンは、

前記カム間欠歯車と前記駆動歯車との噛み合いを解除した場合、前記傾斜面に位置し、前記傾斜面にある前記カムフォロワーピンは、

前記付勢部材の付勢力によって、前記傾斜面を摺接しながら前記端の方向へ移動し、前記カム間欠歯車を押すことで、前記カム間欠歯車を回すことを特徴とするキヤップユニット。

【請求項2】

請求項1において、

前記キヤップ保持部材を、前記カム間欠歯車の径方向に移動可能に支持する支持機構を有することを特徴とするキヤップユニット。

【請求項3】

請求項1において、

前記傾斜面は、前記カム溝の内周側の前記端部分、及び、外周側の前記端部分の少なくとも一方に設けられ、前記端部分の端側に向かって深くなることを特徴とするキヤップユニット。

【請求項4】

請求項3において、

前記カム溝は、前記傾斜面を設けた側の前記カム溝の端に壁面を備え、

前記カムフォロワーピンによって前記カム間欠歯車を回すと、前記カムフォロワーピン

は、前記壁面に当接することを特徴とするキャップユニット。

【請求項 5】

請求項 4において、

前記傾斜面は、前記カム溝における内周側の端部分に設けられ、

前記カム溝の内周側の端は、前記壁面を有し、

前記駆動歯車と前記カム間欠歯車とを噛み合わせて、前記駆動歯車を駆動することにより前記カム間欠歯車を第1回転方向に回わすと、前記カムフォロワーピンは、前記カム溝内を摺動して前記カム間欠歯車の内周側に移動し、

前記カムフォロワーピンの移動に伴って、前記キャップ保持部材に保持した前記キャップは、前記キャップ位置から前記離間位置に移動することを特徴とするキャップユニット。

【請求項 6】

請求項 5において、

前記カム間欠歯車を前記第1回転方向に回転した後に、前記カムフォロワーピンによって前記カム間欠歯車を回すと、前記キャップは、前記離間位置に位置していることを特徴とするキャップユニット。

【請求項 7】

印刷ヘッドと、

前記印刷ヘッドのインクノズル面を被うキャップユニットと、を有し、

前記キャップユニットは、

キャップと、

前記キャップを、前記インクノズル面を被うキャップ位置と、前記インクノズル面から離間する離間位置との間で移動する移動機構と、を備え、

前記移動機構は、

駆動歯車と、

前記駆動歯車と噛み合い可能であって、カム溝を有するカム間欠歯車と、

前記カム溝を移動可能なカムフォロワーピン、及び、前記カムフォロワーピンを前記カム溝の底面に向かう方向に付勢する付勢部材を有するキャップ保持部材と、を備え、

前記カム溝の前記底面は、端部分に向かうほど深くなる傾斜面を有しており、

前記カムフォロワーピンは、

前記カム間欠歯車と前記駆動歯車との噛み合いを解除した場合、前記傾斜面に位置し、前記傾斜面にある前記カムフォロワーピンは、

前記付勢部材の付勢力によって、前記傾斜面を摺接しながら前記端の方向へ移動し、前記カム間欠歯車を押すことで、前記カム間欠歯車を回すことを特徴とするプリンター。